

## 議 案 関 係

平成22年度又は平成23年度における  
土地の価格に関する修正基準(案)について

## 資 料 目 次

	(頁)
平成22年度又は平成23年度における土地の価格に関する修正基準(案)について	
・ 議案 .....	1
(別紙) 平成22年度又は平成23年度における土地の価格に関する修正基準(案) .....	2
・ 地方税法附則第17条の2第1項の規定に基づく修正基準(案) 対照表 .....	5
・ 付議理由 .....	7
・ 平成22年度又は平成23年度における土地の価格に関する修正基準(案)の概要 .....	8
・ 地方税法 (抄) .....	9
・ 参考 .....	10

# 議 案

## 平成 22 年度又は平成 23 年度における 土地の価格に関する修正基準(案)について

地方税法附則第 17 条の 2 第 1 項に規定する「総務大臣が定める基準」  
(修正基準) を別紙のとおり定める。

## 平成22年度又は平成23年度における土地の価格に関する修正基準(案)

### 第1節 通則

- 一 平成22年度分又は平成23年度分の固定資産税における地方税法（昭和25年法律第226号）附則第17条の2第1項の規定に基づく土地の価格の修正は、以下に定める方法によって行うものとする。
- 二 市街化区域農地その他の宅地の価格を評価の基礎として価格を求めることとされている土地について修正を行う場合の価格は、当該土地とその状況が類似する宅地の価格を次節又は第3節によって修正した価格を基礎として求めるものとする。

### 第2節 平成22年度における宅地の価格の修正

- 一 平成22年度における宅地の価格の修正の順序  
平成22年度における宅地の価格の修正は、次によるものとする。
  - (1) 宅地の価格の下落状況を把握する。
  - (2) 固定資産評価基準（昭和38年自治省告示第158号。以下「評価基準」という。）第1章第3節二(一)2(1)に規定する商業地区、住宅地区、工業地区、観光地区等（これらを必要に応じ、更に繁華街、高度商業地区（Ⅰ、Ⅱ）、普通商業地区、高級住宅地区、普通住宅地区、併用住宅地区、大工場地区、中小工場地区、家内工業地区等に区分した場合には、当該区分した後の地区）（以下「用途地区」という。）を基本に宅地を区分し、その区分ごとに修正率を適用する。
  - (3) 平成21年度において価格の修正を行った宅地について所要の調整を行う。
- 二 宅地の価格の下落状況の把握  
宅地の価格について、国土利用計画法施行令（昭和49年政令第387号）による都道府県地価調査及び不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価を活用し、平成20年1月1日から平成21年7月1日までの下落状況を把握するものとする。
- 三 宅地の区分及び修正率の適用  
宅地の区分及び修正率の適用は、評価基準第1章第3節二(一)に規定する市街地宅地評価法により評点数を付設する地域及び評価基準第1章第3節二(二)に規定するその他の宅地評価法により評点数を付設する地域の区分に応じ、次によるものとする。
  - (一) 評価基準第1章第3節二(一)に基づき市街地宅地評価法により評点数を付設する地域
    - (1) 用途地区を基本とするが、市町村長は、用途地区内の宅地の価格の下落状況に幅があり、用途地区ごとに修正率を適用することが不適當であると認める場合には、用途地区を更に区分することができる。

(2) (1)の区分ごとに、評価基準第1章第3節一から三まで及び第12節一によって求めた価格に、市町村長が本節二によって把握した下落状況からみて最も適切であると判断した修正率を乗じる。

(二) 評価基準第1章第3節二(二)に基づきその他の宅地評価法により評点数を付設する地域

(1) 評価基準第1章第3節二(二)2に規定する状況類似地区（以下「状況類似地区」という。）を基本とするが、市町村長は、状況類似地区内の宅地の価格の下落状況に幅があり、状況類似地区ごとに修正率を適用することが不相当であると認める場合には、状況類似地区を更に区分することができる。

(2) (1)の区分ごとに、評価基準第1章第3節一から三まで及び第12節一によって求めた価格に、市町村長が本節二によって把握した下落状況からみて最も適切であると判断した修正率を乗じる。

四 平成21年度において価格の修正を行った宅地についての調整

評価基準第1章第12節二による価格の修正（以下「平成21年度における修正」という。）を行った宅地については、次に掲げる(1)又は(2)のいずれか低い価格によってその価格を求めるものとする。

(1) 平成21年度における修正を行った後の価格

(2) 本節二及び三によって修正を行った後の価格

### 第3節 平成23年度における宅地の価格の修正

一 平成23年度における宅地の価格の修正の順序

平成23年度における宅地の価格の修正は、次によるものとする。

(1) 宅地の価格の下落状況を把握する。

(2) 用途地区等を基本に宅地を区分し、その区分ごとに修正率を適用する。

(3) 平成21年度又は平成22年度において価格の修正を行った宅地について所要の調整を行う。

二 宅地の価格の下落状況の把握

宅地の価格について、国土利用計画法施行令による都道府県地価調査及び不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価を活用し、平成20年1月1日から平成22年7月1日までの下落状況を把握するものとする。

三 宅地の区分及び修正率の適用

宅地の区分及び修正率の適用は、評価基準第1章第3節二(一)に規定する市街地宅地評価法により評点数を付設する地域及び評価基準第1章第3節二(二)に規定するその他の宅地評価法により評点数を付設する地域の区分に応じ、次によるものとする。

(一) 評価基準第1章第3節二(一)に基づき市街地宅地評価法により評点数を付設する地域

(1) 用途地区を基本とするが、市町村長は、用途地区内の宅地の価格の下落状況に幅があり、用途地区ごとに修正率を適用することが不相当であると認める場合には、用途地区を更に区分することができる。

(2) (1)の区分ごとに、評価基準第1章第3節一から三まで及び第12節一によって求めた価格に、市町村長が本節二によって把握した下落状況からみて最も適切であると判断した修正率を乗じる。

(二) 評価基準第1章第3節二(二)に基づきその他の宅地評価法により評点数を付設する地域

(1) 状況類似地区を基本とするが、市町村長は、状況類似地区内の宅地の価格の下落状況に幅があり、状況類似地区ごとに修正率を適用することが不相当であると認める場合には、状況類似地区を更に区分することができる。

(2) (1)の区分ごとに、評価基準第1章第3節一から三まで及び第12節一によって求めた価格に、市町村長が本節二によって把握した下落状況からみて最も適切であると判断した修正率を乗じる。

四 平成21年度又は平成22年度において価格の修正を行った宅地についての調整

平成21年度における修正又は前節の価格の修正（以下「平成22年度における修正」という。）を行った宅地については、次に掲げる(1)、(2)又は(3)のいずれか低い価格によってその価格を求めるものとする。

(1) 平成21年度における修正を行った後の価格

(2) 平成22年度における修正を行った後の価格

(3) 本節二及び三によって修正を行った後の価格

## 地方税法附則第17条の2第1項の規定に基づく修正基準(案) 対照表 (傍線の部分は変更部分)

平成22年度又は平成23年度における土地の価格に関する修正基準(案)	平成19年度又は平成20年度における土地の価格に関する修正基準
<p style="text-align: center;"><u>平成22年度又は平成23年度</u>における土地の価格に関する修正基準</p> <p style="text-align: center;"><b>第1節 通則</b></p> <p>一 <u>平成22年度分又は平成23年度分</u>の固定資産税における地方税法附則第17条の2第1項の規定に基づく土地の価格の修正は、以下に定める方法によって行うものとする。</p> <p>二 略</p> <p style="text-align: center;"><b>第2節 <u>平成22年度</u>における宅地の価格の修正</b></p> <p>一 <u>平成22年度</u>における宅地の価格の修正の順序  <u>平成22年度</u>における宅地の価格の修正は、次によるものとする。            (1)～(2) 略            (3) <u>平成21年度</u>において価格の修正を行った宅地について所要の調整を行う。</p> <p>二 宅地の価格の下落状況の把握            宅地の価格について、国土利用計画法施行令(昭和49年政令第387号)による都道府県地価調査及び不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価を活用し、<u>平成20年1月1日から平成21年7月1日</u>までの下落状況を把握するものとする。</p> <p>三 略</p>	<p style="text-align: center;"><u>平成19年度又は平成20年度</u>における土地の価格に関する修正基準</p> <p style="text-align: center;"><b>第1節 通則</b></p> <p>一 <u>平成19年度分又は平成20年度分</u>の固定資産税における地方税法附則第17条の2第1項の規定に基づく土地の価格の修正は、以下に定める方法によって行うものとする。</p> <p>二 略</p> <p style="text-align: center;"><b>第2節 <u>平成19年度</u>における宅地の価格の修正</b></p> <p>一 <u>平成19年度</u>における宅地の価格の修正の順序  <u>平成19年度</u>における宅地の価格の修正は、次によるものとする。            (1)～(2) 略            (3) <u>平成18年度</u>において価格の修正を行った宅地について所要の調整を行う。</p> <p>二 宅地の価格の下落状況の把握            宅地の価格について、国土利用計画法施行令(昭和49年政令第387号)による都道府県地価調査及び不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価を活用し、<u>平成17年1月1日から平成18年7月1日</u>までの下落状況を把握するものとする。</p> <p>三 略</p>

四 平成21年度において価格の修正を行った宅地についての調整

評価基準第1章第12節二による価格の修正（以下「平成21年度における修正」という。）を行った宅地については、次に掲げる(1)又は(2)のいずれか低い価格によってその価格を求めるものとする。

- (1) 平成21年度における修正を行った後の価格
- (2) 略

**第3節** 平成23年度における宅地の価格の修正

一 平成23年度における宅地の価格の修正の順序

平成23年度における宅地の価格の修正は、次によるものとする。

- (1)～(2) 略

- (3) 平成21年度又は平成22年度において価格の修正を行った宅地について所要の調整を行う。

二 宅地の価格の下落状況の把握

宅地の価格について、国土利用計画法施行令による都道府県地価調査及び不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価を活用し、平成20年1月1日から平成22年7月1日までの下落状況を把握するものとする。

三 略

四 平成21年度又は平成22年度において価格の修正を行った宅地についての調整

平成21年度における修正又は前節の価格の修正（以下「平成22年度における修正」という。）を行った宅地については、次に掲げる(1)、(2)又は(3)のいずれか低い価格によってその価格を求めるものとする。

- (1) 平成21年度における修正を行った後の価格
- (2) 平成22年度における修正を行った後の価格
- (3) 略

四 平成18年度において価格の修正を行った宅地についての調整

評価基準第1章第12節二による価格の修正（以下「平成18年度における修正」という。）を行った宅地については、次に掲げる(1)又は(2)のいずれか低い価格によってその価格を求めるものとする。

- (1) 平成18年度における修正を行った後の価格
- (2) 略

**第3節** 平成20年度における宅地の価格の修正

一 平成20年度における宅地の価格の修正の順序

平成20年度における宅地の価格の修正は、次によるものとする。

- (1)～(2) 略

- (3) 平成18年度又は平成19年度において価格の修正を行った宅地について所要の調整を行う。

二 宅地の価格の下落状況の把握

宅地の価格について、国土利用計画法施行令による都道府県地価調査及び不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価を活用し、平成17年1月1日から平成19年7月1日までの下落状況を把握するものとする。

三 略

四 平成18年度又は平成19年度において価格の修正を行った宅地についての調整

平成18年度における修正又は前節の価格の修正（以下「平成19年度における修正」という。）を行った宅地については、次に掲げる(1)、(2)又は(3)のいずれか低い価格によってその価格を求めるものとする。

- (1) 平成18年度における修正を行った後の価格
- (2) 平成19年度における修正を行った後の価格
- (3) 略

## 付議理由

- 1 土地に係る固定資産税の評価においては、基準年度の価格を3年間据え置くこととされているが（地方税法第349条）、平成21年度税制改正において、平成22年度又は平成23年度において地価が下落している場合には、基準年度（平成21年度）の価格に修正を加えることができるとする特例措置が講じられている（地方税法附則第17条の2第1項）。
  
- 2 具体的な価格の修正方法については、総務大臣が地方財政審議会の意見を聴いて修正基準として定め、告示することとされている（地方税法附則第17条の2第1項、第7項及び第9項）。

そのため、本件を付議するものである。

- ※1 平成10年度以降、同様の措置を定めている。
- ※2 地方税法附則第17条の2第1項の規定により価格を修正した場合には、不動産取得税及び登録免許税の課税標準も連動して下がることになる。

## 平成22年度又は平成23年度における土地の価格に関する修正基準(案)の概要

### I 基本的事項

地方税法附則第17条の2第1項の規定に基づき、平成22年度又は平成23年度に宅地の価格を修正する場合の方法を定めるものである。

### II 具体的修正方法

#### 1 修正率の適用方法

##### (1) 平成22年度

平成20年1月1日から平成21年7月1日までの地価下落状況を反映させた修正率を決定し、価格調査基準日（平成20年1月1日）の価格にこれに乗じることとする。

ただし、平成21年度において平成20年7月1日時点の地価下落を反映させた宅地について、平成21年7月1日時点の地価水準が平成20年7月1日時点の地価水準を上回る場合には修正を行わないものとする。

##### (2) 平成23年度

平成20年1月1日から平成22年7月1日までの地価下落状況を反映させた修正率を決定し、価格調査基準日（平成20年1月1日）の価格にこれに乗じることとする。

ただし、平成21年度又は平成22年度において平成20年7月1日又は平成21年7月1日時点の地価下落を反映させた宅地について、平成22年7月1日時点の地価水準が平成20年7月1日又は平成21年7月1日時点の地価水準を上回る場合には修正を行わないものとする。

#### 2 修正率を適用する単位

- ・ 市街地宅地評価法適用地域においては用途地区、その他の宅地評価法適用地域においては状況類似地区を単位として価格を修正することを基本とする。
- ・ 地価の下落の状況等から、用途地区等をさらに区分する必要がある場合には、市町村長の判断により細分化することができるものとする。

#### 3 地価下落の把握

- ・ 都道府県地価調査を活用する。
- ・ 鑑定評価の時点修正によって都道府県地価調査地点の不足を補う。

#### 4 宅地比準土地等の修正

宅地の価格を評価の基礎として価格を求めることとされている市街化区域農地その他の土地の価格の修正は、比準元となる宅地の上記修正を行った後の価格に比準して評価額を求める方法によるものとする。

○ 地方税法（昭和二十五年七月三十一日法律第二百二十六号）（抄）

（土地又は家屋に対して課する固定資産税の課税標準）

第三百四十九条 基準年度に係る賦課期日に所在する土地又は家屋（以下「基準年度の土地又は家屋」という。）に対して課する基準年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋の基準年度に係る賦課期日における価格（以下「基準年度の価格」という。）で土地課税台帳若しくは土地補充課税台帳（以下「土地課税台帳等」という。）又は家屋課税台帳若しくは家屋補充課税台帳（以下「家屋課税台帳等」という。）に登録されたものとする。

2 基準年度の土地又は家屋に対して課する第二年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に係る基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。・・・

3 基準年度の土地又は家屋に対して課する第三年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に係る基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格・・・で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。・・・

4、6 略

（固定資産税に係る総務大臣の任務）

第三百八十八条 略

2 総務大臣は、前項の固定資産評価基準を定めようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

3、4 略

附 則

（平成二十二年度又は平成二十三年度における土地の価格の特例）

第十七条の二 当該市町村の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市町村長が次の表の上欄に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる年度において、同表の下欄に掲げる価格（以下この項において「修正前の価格」という。）を当該地域に所在する土地に対して課する当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する当該年度分の固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の規定にかかわらず、平成二十二年度分又は平成二十三年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正前の価格を総務大臣が定める基準（以下「修正基準」という。）によつて修正した価格・・・で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2、6 略

7 総務大臣は、第一項の修正基準を定めたときは、これを告示しなければならない。

8 略

9 平成二十二年度分及び平成二十三年度分の固定資産税に限り、第三百八十八条第二項、・・・の規定の適用については、第三百八十八条第二項・・・中「固定資産評価基準」とあるのは「固定資産評価基準及び附則第十七条の二第一項の修正基準」と・・・する。

10 略

## 平成21年度における下落修正の実施状況の概要

区分 都道府県	全市町村数 (A)	下落修正 実施市町村数 (B)	実施率 (%) (B)/(A)
北海道	180	55	30.6
青森県	40	36	90.0
岩手県	35	34	97.1
宮城県	36	34	94.4
秋田県	25	19	76.0
山形県	35	28	80.0
福島県	59	57	96.6
茨城県	44	44	100.0
栃木県	30	30	100.0
群馬県	38	38	100.0
埼玉県	70	69	98.6
千葉県	56	51	91.1
東京都	40	29	72.5
神奈川県	33	24	72.7
新潟県	31	31	100.0
富山県	15	14	93.3
石川県	19	17	89.5
福井県	17	11	64.7
山梨県	28	28	100.0
長野県	80	76	95.0
岐阜県	42	40	95.2
静岡県	37	36	97.3
愛知県	61	45	73.8
三重県	29	27	93.1
滋賀県	26	20	76.9
京都府	26	25	96.2
大阪府	43	37	86.0
兵庫県	41	37	90.2
奈良県	39	24	61.5
和歌山県	30	24	80.0
鳥取県	19	10	52.6
島根県	21	9	42.9
岡山県	27	23	85.2
広島県	23	21	91.3
山口県	20	20	100.0
徳島県	24	18	75.0
香川県	17	17	100.0
愛媛県	20	19	95.0
高知県	34	23	67.6
福岡県	66	63	95.5
佐賀県	20	12	60.0
長崎県	23	15	65.2
熊本県	47	42	89.4
大分県	18	15	83.3
宮崎県	28	23	82.1
鹿児島県	45	20	44.4
沖縄県	41	26	63.4
合計	1,778	1,416	79.6

(注) 東京都特別区は1団体として集計  
平成21年4月1日現在

平成21年度における下落修正の実施状況の概要（用途地区別）

区分	①商業地区			②住宅地区			③その他の地区		
	当該地区を有する市町村数(A)	下落修正実施市町村数(B)	割合(%) (B)/(A)	当該地区を有する市町村数(A)	下落修正実施市町村数(B)	割合(%) (B)/(A)	当該地区を有する市町村数(A)	下落修正実施市町村数(B)	割合(%) (B)/(A)
北海道	158	50	31.6	172	54	31.4	169	43	25.4
青森県	33	31	93.9	37	34	91.9	39	34	87.2
岩手県	28	28	100.0	27	27	100.0	33	32	97.0
宮城県	33	32	97.0	35	33	94.3	36	33	91.7
秋田県	21	17	81.0	23	19	82.6	24	17	70.8
山形県	25	22	88.0	31	26	83.9	32	21	65.6
福島県	34	34	100.0	40	40	100.0	57	55	96.5
茨城県	39	39	100.0	43	43	100.0	44	41	93.2
栃木県	26	25	96.2	28	28	100.0	30	30	100.0
群馬県	23	23	100.0	26	26	100.0	38	38	100.0
埼玉県	59	47	79.7	66	62	93.9	69	66	95.7
千葉県	48	35	72.9	51	44	86.3	54	44	81.5
東京都	29	20	69.0	33	28	84.8	37	25	67.6
神奈川県	27	7	25.9	31	20	64.5	29	16	55.2
新潟県	27	27	100.0	28	28	100.0	31	31	100.0
富山県	14	13	92.9	14	13	92.9	15	11	73.3
石川県	16	15	93.8	17	16	94.1	18	15	83.3
福井県	12	10	83.3	13	11	84.6	14	10	71.4
山梨県	19	19	100.0	20	20	100.0	28	28	100.0
長野県	39	31	79.5	47	38	80.9	75	73	97.3
岐阜県	37	37	100.0	39	39	100.0	42	38	90.5
静岡県	30	22	73.3	36	34	94.4	37	34	91.9
愛知県	55	30	54.5	58	41	70.7	60	39	65.0
三重県	24	23	95.8	29	26	89.7	28	24	85.7
滋賀県	17	9	52.9	26	17	65.4	25	16	64.0
京都府	21	17	81.0	24	24	100.0	25	22	88.0
大阪府	41	17	41.5	42	33	78.6	43	34	79.1
兵庫県	38	33	86.8	41	37	90.2	40	37	92.5
奈良県	24	16	66.7	28	23	82.1	38	22	57.9
和歌山県	24	20	83.3	29	24	82.8	29	24	82.8
鳥取県	15	8	53.3	17	9	52.9	17	9	52.9
島根県	13	8	61.5	12	8	66.7	19	9	47.4
岡山県	19	15	78.9	21	19	90.5	27	23	85.2
広島県	21	18	85.7	21	20	95.2	23	18	78.3
山口県	13	13	100.0	15	15	100.0	20	20	100.0
徳島県	17	14	82.4	18	15	83.3	23	17	73.9
香川県	16	16	100.0	17	17	100.0	17	16	94.1
愛媛県	16	16	100.0	18	17	94.4	20	18	90.0
高知県	27	20	74.1	26	20	76.9	29	22	75.9
福岡県	59	57	96.6	63	59	93.7	65	58	89.2
佐賀県	18	12	66.7	19	10	52.6	19	10	52.6
長崎県	18	11	61.1	20	12	60.0	22	13	59.1
熊本県	42	37	88.1	41	36	87.8	46	39	84.8
大分県	17	14	82.4	17	15	88.2	17	14	82.4
宮崎県	21	20	95.2	23	21	91.3	26	16	61.5
鹿児島県	28	16	57.1	32	16	50.0	41	10	24.4
沖縄県	26	22	84.6	34	23	67.6	37	15	40.5
全国計	1,407	1,066	75.8	1,548	1,240	80.1	1,707	1,280	75.0

(注) 東京都特別区は1団体として集計

平成21年4月1日現在

- ①商業地区…商業地系の用途地区（繁華街、高度商業地区（Ⅰ、Ⅱ）など）
- ②住宅地区…住宅地系の用途地区（高級住宅地区、普通住宅地区など）
- ③その他の地区…上記①、②以外の用途地区（工業地区、観光地区など）
- ④「市街地宅地評価法」及び「その他の宅地評価法」適用地域を含む

下落修正の実施割合の最近における推移（都道府県別）

(%)

年度 都道府県	平成	17年度	18年度	19年度	20年度 (A)	21年度 (B)	対前年度比 (B)/(A)
	16年度						
北海道	29.7	27.1	34.2	28.9	29.4	30.6	1.038
青森県	79.1	80.9	88.4	80.0	80.0	90.0	1.125
岩手県	91.4	91.4	92.7	91.4	100.0	97.1	0.971
宮城県	82.6	88.9	93.0	94.4	94.4	94.4	1.000
秋田県	82.6	81.0	86.2	80.0	80.0	76.0	0.950
山形県	79.5	86.4	82.9	82.9	85.7	80.0	0.933
福島県	93.3	94.0	92.6	93.3	95.0	96.6	1.017
茨城県	92.8	100.0	100.0	97.7	97.7	100.0	1.023
栃木県	98.0	97.7	100.0	100.0	100.0	100.0	1.000
群馬県	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	1.000
埼玉県	100.0	100.0	100.0	94.3	81.4	98.6	1.211
千葉県	100.0	100.0	98.6	96.4	82.1	91.1	1.109
東京都	77.5	77.5	77.5	40.0	7.5	72.5	9.667
神奈川県	100.0	100.0	100.0	100.0	90.9	72.7	0.800
新潟県	91.8	94.1	91.9	94.3	96.8	100.0	1.033
富山県	82.9	100.0	93.8	86.7	73.3	93.3	1.273
石川県	82.1	90.9	90.0	89.5	94.7	89.5	0.944
福井県	61.8	71.4	88.5	76.5	76.5	64.7	0.846
山梨県	98.2	97.4	97.1	96.4	96.4	100.0	1.037
長野県	90.6	92.2	94.2	91.4	91.4	95.0	1.040
岐阜県	86.3	95.7	95.6	97.6	97.6	95.2	0.976
静岡県	92.8	91.2	100.0	100.0	100.0	97.3	0.973
愛知県	95.4	95.9	98.5	96.8	90.2	73.8	0.818
三重県	86.4	89.4	87.1	93.1	96.6	93.1	0.964
滋賀県	100.0	100.0	100.0	100.0	88.5	76.9	0.870
京都府	97.4	97.4	96.7	100.0	88.5	96.2	1.087
大阪府	100.0	100.0	100.0	93.0	69.8	86.0	1.233
兵庫県	95.3	98.3	97.9	97.6	92.7	90.2	0.974
奈良県	66.0	70.5	71.8	71.8	71.8	61.5	0.857
和歌山県	64.0	61.7	78.1	73.3	73.3	80.0	1.091
鳥取県	38.5	45.0	63.2	57.9	52.6	52.6	1.000
島根県	16.9	27.6	42.9	42.9	42.9	42.9	1.000
岡山県	70.5	85.3	90.6	85.2	85.2	85.2	1.000
広島県	67.7	100.0	96.2	95.7	95.7	91.3	0.955
山口県	73.6	78.8	89.7	81.8	90.0	100.0	1.111
徳島県	70.0	77.1	65.7	79.2	70.8	75.0	1.059
香川県	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	1.000
愛媛県	79.0	91.3	95.0	100.0	95.0	95.0	1.000
高知県	54.7	54.2	61.4	60.0	58.8	67.6	1.150
福岡県	90.6	89.4	95.2	95.5	95.5	95.5	1.000
佐賀県	49.0	54.3	55.2	56.5	60.0	60.0	1.000
長崎県	60.6	68.9	78.8	78.3	78.3	65.2	0.833
熊本県	55.2	55.9	72.9	77.1	77.1	89.4	1.159
大分県	74.1	88.0	85.7	88.9	88.9	83.3	0.938
宮崎県	63.6	63.6	71.4	80.0	80.0	82.1	1.027
鹿児島県	39.6	35.9	40.7	42.9	43.5	44.4	1.022
沖縄県	61.5	61.2	68.3	70.7	65.9	63.4	0.963
合計	76.5	79.0	82.4	80.2	77.3	79.6	1.030

(注) 東京都特別区は1団体として集計